

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	こども園等における保育の実施等に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、こども園等における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県河内町教育委員会

## 公表日

令和5年3月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施等に関する事務
②事務の概要	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知 ②世帯状況, 世帯員の税額等を参照し, 徴収基準表をもとに保育料を決定, 徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)  申請、届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ
③システムの名称	保育料システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第8項, 第94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条, 第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号, 別表第二 第13項, 第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3, 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局
②所属長の役職名	教育委員会事務局長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育委員会事務局 茨城県稲敷郡河内町源清田1942 0297-84-3322
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会事務局 茨城県稲敷郡河内町源清田1942 0297-84-3322

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第12項	番号法第19条第7号 別表第二 第13、16項	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	子育て支援課長 秋山 豊	子育て支援課長 仲代 直人	事後	
平成29年4月1日	I-7-請求先	子育て支援課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-2111	子育て支援課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-6982	事後	
平成29年4月1日	I-8-連絡先	子育て支援課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-2111	子育て支援課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-6982	事後	
平成29年7月3日	I-1-②事務の概要	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報) 申請、届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ	事後	
平成29年7月3日	I-1-③システムの名称	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	
令和1年6月10日	I-5-②所属長	子育て支援課長 仲代 直人	子育て支援課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更のため、重要な変更該当しない
令和1年6月10日	IV リスク対策	—	追加項目	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更のため、重要な変更該当しない
令和3年3月1日	I-4-②. 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第12項	番号法第19条第7号 別表第二 第13項	事後	
令和3年3月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和5年3月17日	評価実施機関名	茨城県 河内町長	茨城県河内町教育委員会	事後	
令和5年3月17日	公表日		令和5年3月17日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	I-3-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第8項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第8項, 第94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条, 第68条	事後	
令和5年3月17日	I-4-②. 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第13項	番号法第19条第7号, 別表第二 第13項, 第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3, 第59条の2	事後	
令和5年3月17日	I-5-①部署	子育て支援課	教育委員会事務局	事後	
令和5年3月17日	I-5-②所属長の役職名	子育て支援課長	教育委員会事務局長	事後	
令和5年3月17日	I-7-請求先	子育て支援課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-6982	教育委員会事務局 茨城県稲敷郡河内町源清田1942 0297-84-3322	事後	
令和5年3月17日	I-7-連絡先	子育て支援課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-6982	教育委員会事務局 茨城県稲敷郡河内町源清田1942 0297-84-3322	事後	
令和5年3月17日	評価書名	保育所における保育の実施等に関する事務	こども園等における保育の実施等に関する事務	事後	
令和5年3月17日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	本町は、保育所における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	本町は、こども園等における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	